政　令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百九十号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の五第一項中「建築物であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する」を「施設であって、公用又は公共の用に供される部分以外の部分から収益が生ずることが見込まれる」に改め、同項各号を削る。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百九十一号

保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年七月二十日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　実
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　森本　敏

保険業法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百九十二号

保険業法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十七項及び第二百七十二条の十三第一項の規定、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第十六条第一項及び第三十六条第三項の規定並びに保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律附則第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（保険業法施行令の一部改正）

第一条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「一の被保険者につき、次の各号に掲げる保険の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「一の保険契約者に係る一の被保険者につき次の各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額とし、かつ、当該一の被保険者につき第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について千万円」に改め、同条第二号中「てん補する」を「**塡**補する」に、「のてん補」を「の**塡**補」に改め、同条第三号中「てん補する」を「**塡**補する」に改め、同条第五号中「てん補する」を「**塡**補する」に改め、「減額されることとされているもの」の下に「（第三十八条の九において「調整規定付傷害死亡保険」という。）」を加え、同条第六号中「保険」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

七　低発生率保険（法第三条第五項第一号に掲げる保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものとして内閣府令で定めるものをいう。）　千万円

第三十八条の九を次のように改める。

（一の保険契約者に係る保険金額）

第三十八条の九　法第二百七十二条の十三第一項に規定する政令で定める金額は、一の保険契約者について引き受ける第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額（次項において「総保険金額」という。）について、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる保険については、調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあっては三億円、調整規定付傷害死亡保険にあっては六億円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。次項において「上限総保険金額」という。）とする。

2　一の保険契約者との間で、一の会社若しくはその連結子会社等（内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。以下この項において同じ。）の代表者又は当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人が構成する団体の代表者を保険契約者とし、当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人又はこれらの者の親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款の条項において当該保険契約の保険期間の中途で被保険者の数を増加させることができることが定められているものを締結している場合において、当該保険契約の被保険者の数が当該条項に基づき増加したときは、法第二百七十二条の十三第一項に規定する政令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、当該増加した日から当該保険契約の保険期間の終了の日又は当該増加した日後に当該保険契約者との間で当該保険契約に係る保険と第一条の六各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までの間に限り、総保険金額について、上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる保険については、調整規定付傷害死亡保険にあっては三億三千万円、調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあっては六億六千万円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額）とする。